



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
 - 県道の供用の開始（道路管理課） 1
 - 公共測量の実施の通知（道路管理課） 1
 - 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
 - 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） 2
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 2

告 示

沖縄県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、真壁東第2地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年12月27日から令和4年1月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県幸地インター建設現場事務所において、令和3年12月24日から令和4年1月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 浦添市前田二丁目1511番11から浦添市前田三丁目1608番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月24日

沖縄県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 嘉手納町字屋良及び北谷町字砂辺地内
 - 2 公共測量を実施する期間 令和3年12月1日から同月28日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町字儀間地内
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年6月28日から同年11月19日まで
 - 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
-

沖縄県告示第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 3・2・18号城間前田線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市前田一丁目及び前田二丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月24日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年12月15日 沖縄県指令土第742号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸洲東原393番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目421番地コード139-202号 嶋崎由佳、糸満市西崎町三丁目421番地コード139-202号 嶋崎裕太
- 5 検査済証番号 令和3年12月9日 第4771号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月29日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--